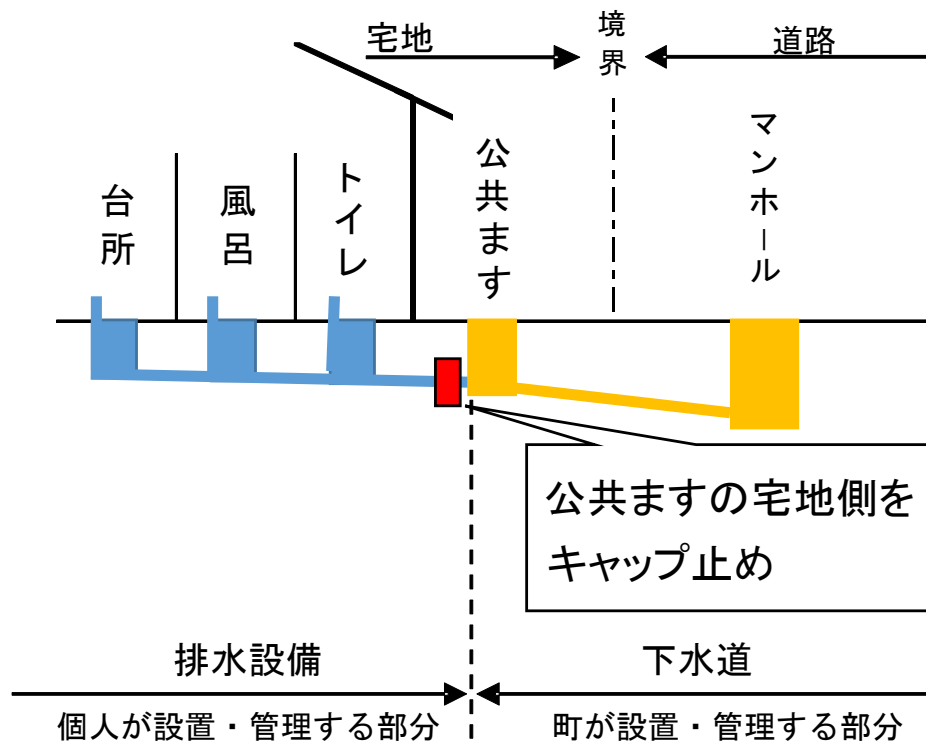


# 建物を解体する際のお願い（下水道の廃止）

建物を解体するなどして、宅内の排水管を撤去し、下水道を廃止する場合は、公共ますへ土砂や雨水等が流入しないよう町指定の排水設備工事店にお願いし、自己負担でキャップ止め等の措置を行ってください。また、将来同一の土地で「公共ます」へ再接続する場合は、自費施工となります。



## ★必要提出書類

下水道を廃止した際は、以下の書類を下水道課へご提出願います。

- ① 下水道使用異動届
- ② キャップ止め等の完成写真（右図参照）

取付管口をキャップ止めし、土砂や雨水が流入しないようふさぎます。

